

第 1 5 回
行 方 郡 合 併 協 議 会

平成 1 6 年 1 2 月 2 7 日 (月)

行方郡合併協議会事務局

第15回行方郡合併協議会会議録

●日 時：平成16年12月27日（月）午後1時30分から2時34分

●場 所：北浦町役場「大会議室」

●開 会

●あいさつ

●議 事

(1) 報告事項

○第2回新市特別職報酬等審議小委員会の結果について

(2) 協議事項

①新市建設計画について（継続）

②合併協定書（案）について（継続）

(3) その他

● 出席委員（34名）

会長	横山 忠市	副会長	伊藤 孝一	副会長	坂本 俊彦
	酒井 勝男		原 延征		高野 貫一
	平野 晋一		齋藤 一男		成嶋 常松
	茂木 正治		宮内 守		塙 仁
	磯山 信也		磯山 茂男		橋詰 芳明
	山崎 實		宮内 勲		坂本 瑞夫
	羽生 勇		山崎 和久		大曾根輝江
	兼平 佳子		真家恵久子		阿部 君子
	大川 久子		吉田 和江		栗又 敏治
	篠塚 一郎		河野 秀雄		大崎 博之
	平山 一巳		額賀 宏		
	岡田 克幸		(藤咲康二委員の代理)		
	岩上 博		(阿部薫委員の代理)		

● 欠席委員

鈴木 忠芳	笠尾 卓朗
-------	-------

● 出席顧問

なし

○一條事務局次長 お待たせをいたしました。

本日は、大変お忙しい中、お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。本日の司会を務めさせていただきます事務局の一條でございます。よろしくお願い申し上げます。

はじめに、坂本副会長より開会のごあいさつをお願いいたします。

○坂本副会長 本日は、あと4日ほどを残す年末の大変お忙しい中、合併協議会の委員さんにはご出席賜りましてありがとうございます。

また、昨日は、伊藤町長さんが圧倒的得票で2期目の町長さんに、おめでとうございます。行方郡の町村会長として、また、合併協議会の副会長として、ご指導、またお世話になることをよろしくお願い申し上げます。

また、24日金曜日玉造町において、小川町との同時合併協議会の住民投票の本請求が受理されたということで、40日以内に、議会とは関係なく実施することになります。玉造町もこれに臨まなければならないと思います。委員の皆さんに大変ご迷惑をかけますが、ぜひ行方3町での合併を推進することに努めますので、ご支援のほどをよろしくお願いいたします。

それでは、第15回行方郡協議会を開催いたします。よろしくお願い致します。

○一條事務局次長 それでは、横山会長よりごあいさつをお願いいたします。

○横山会長 それでは、一言ごあいさつを申し上げたいと存じます。

本日は、年の瀬の大変お忙しい中、第15回行方郡合併協議会に委員の皆様方お集まりをいただきまして、まことにありがとうございます。

既に、ただいま玉造の町長さんの方からお話がありましたように、昨日、北浦町長選挙がございまして、伊藤町長さんが再選をされたわけでございます。3町合併の推進の取り組みが支持されたものというふうに私ども解釈いたしているところでございます。来年9月の行方市誕生に向けまして、我々引き続き最大限の努力をしまいたいと存じておりますので、皆様方におかれましても、なお一層のご支援とご協力をお願い申し上げたいと存じます。

さて、年末ということでございますので、少し今年を振り返ってみたいというふうに思います。

4月に第1回の合併協議会を開催して以来、これまでに14回にわたり回を重ねてまいりました。継続協議が続き、合併というものは本当に大変だなという痛感される場面もあったわけでございます。合併により、地域の特性を生かし、地域をつくるという共通認識のもとに、25項目の合併協定項目について合意が得られたということで、大変うれしく存じているところでございます。

本日は、県協議の結果を受けまして最終決定することとしております建設計画について、協議の結果を皆さんにご報告をいたす予定でございます。この決定によりまして、行方郡合併協議会は、すべての合併協定項目の協議が整うということになるわけでございます。委員の皆様方におかれましては、まことにありがとうございました。ご苦労さまでございました。

引き続き、円滑な議事進行にご協力をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。私のあいさつにかえる次第であります。

本日はまことにご苦労さまでございます。よろしくお願いいたします。

○一條事務局次長 ありがとうございます。

早速議事に移りたいと思います。

合併協議会規約第10条第2項の規定により横山会長に議長をお願いし、議事を進めていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。

○横山会長 それでは、規約に従いまして議長を務めさせていただきますので、ご協力のほどをよろしくお願いを申し上げたいと思います。

なお、本日の出席委員さんは34名でございます。協議会規約第10条第1項に規定いたします定足数に達しておりますのでご報告を申し上げたいと思います。

まず、会議録署名人を会長の方から指名させていただきたいと思います。

麻生町の山崎委員さん、北浦町の宮内守委員さん、玉造町の大曾根委員さんをお願いをいたしたいと思います。

それでは、会議次第によりまして議事を進めさせていただきたいと思います。

それではまず、報告事項の第2回新市特別職報酬等審議小委員会の結果についてを、議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○江寺事務局次長 皆様、年末のお忙しい中、大変ご苦労さまでございます。

第2回の小委員会の結果について概略をご説明させていただきます。

資料の方、お配りしてございます会議次第の次のページに添付してございますので、そちらをごらんいただきと思います。

11月29日の協議会終了後、おおむね1時間30分にわたりまして協議をしていただいたところでございます。

出席委員につきましては、委員12名全員のご出席のもとで協議をしていただいたところでございます。

協議の結果でございますけれども、市長さんなり議員さんの報酬ということで、おおむねの考え方が2点ございました。今の現行3町の報酬額の平均でどうだろうかというようなご意見、それから、行革というのが今回の合併の目的であるので、幾ばかりでも減額という数字を出す必要があるだろうというようなこと、おおむね二通りの意見でございます。

結論というのは、小委員会の中では出ておりません。今回、3回目の小委員会を、きょうの協議会の終了後に開催いたしますけれども、その中で、平均の額、マイナスの試算なり、それから、今の報酬額が県内の自治体の額と比較したときにどうなるのかというような資料を事務局の方で作成いたしましたので、それをもとに改めてご検討をいただくというようなことで考えておるところでございます。

主な意見ということで、これは全部の意見でございますけれども、代表的な意見、何人かの委員さん方にご支持を得ているという意見ということでこちらの方に書いてございますけれども、読み上げますが、市長、議会とも、近隣市町村の額もしくは現行額を基本に検討を進めたらどうかというような意見がありました。それから、人数が減るという職がございます。その場合は現行の高いレベルということを考えたらという意見、それから、3町の平均的な額というのは妥当なレベルなのかなというような意見が出されたんです。それから、行革の観点からマイナスということ、5%でも3%でも、そういうふうな形を今回方向づけをするのがいいのかなと、そういう意見が出されております。それから、市長の報酬額の考え方を基準に、他の特別職の額を確定するというような一つの方向性もありますけれども、議会議員さんの場合、在任特例という期間がございますので、それと24人になったときをどのように取り扱った方がいいのかというような意見が出されていたところでございます。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げましたように、平均という額と、それともう一方、マイナスが出されておりますので、本日もそういった中で、また改めて委員さんの中でご協議をいただいて、また、次の協議会にその経過なり結果なりを報告させていただくというような予定でおります。

第2回の小委員会の結果につきましては、以上でございます。

○横山会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明についてご質問等ございましたらお願いしたいと思います。

何かございますか。よろしいですか。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、ないようでありますので、第2回小委員会の結果につきましては、以

上のおりといたします。

小委員会の委員の皆様方には、引き続きよろしくお願いをいたしたいと思います。

続きまして、協議事項①でありますけれども、新市建設計画についてを、議題といたします。

新市建設計画（案）につきましては、前回までの協議会で既に合意が得られているところでございます。それに基づきまして、県と本協議を行ったところでございますが、その結果を皆さんに報告をいたしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

○森坂計画班長 それでは、建設計画（案）につきましてご提案したいと思います。

先ほど会長の方からもお話が出ましたように、建設計画の案につきましては、前回の協議会におきまして、住民説明会あるいは県との事前協議を経まして、それぞれ修正の提案をいたしまして、その修正点につきましては前回の協議会の中でご承認をいただいたところでございます。

本日、皆様のところにお配りしております「合併まちづくり計画（案）」につきまして、これが最終の建設計画の案になります。前回の協議を受けまして、県の方に12月6日付で本協議の申請をいたしました。きょう、皆さんの方に、資料で写しをつけてございますけれども、県からの回答の写しをつけてございますが、12月22日付で異議なしということの回答が得られましたので、ご報告したいと思います。つきましては、合併まちづくり計画（案）の最終のご承認をしていただきたく、ご提案をいたします。

なお、ご承認をいただいた建設計画につきましては、後日、冊子にしまして皆さんの方にお配りをしていきたいというふうに考えています。

また、計画書の概要版も作成しまして、それぞれ各町の住民の方々へも配布していく予定でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上、ご提案申し上げます。

○横山会長 事務局から県協議の結果について説明が終わりました。

県から、異議のない旨の回答がございました。つきましては、案のおり建設計画を決定してまいりたいと思います。よろしくお願いをいたしたいと思います。

それでは、皆さんにお諮りいたしたいと思います。

案のおり決定してもよろしいでしょうか。

どうぞ。

○橋詰委員 これで、異議は別にはないんですが、34ページの教育・文化の充実というところの

中で、学校教育の充実、これにつきまして、「昭和40年代に整備した老朽施設については、現時点で計画している施設を優先的に建設し、教育環境の充実を図ります」と。この件については、建設計画の中の本案の中へ、あの時点では、玉造中学校の老朽化とか給食センターとかいうようなもの、そういうようなものを具体的に入れたらどうかというような案があったんですが、一応これに落ち着いたわけです。その件については了解はしているんですが、これは、具体的なものについては、3町の町長が別紙でこれはつくるというようなことで、その前提に基づいてこれは合意した事項だと思うんですね。その後、3町の町長さんの具体的な、中学校とか給食センターとか、そういったものについても別紙を現在作成がなされているのであればご披露していただきたいと、こう思うわけです。

以上です。

○横山会長 ただいま橋詰委員さんからのご質問でありますけれども、別紙の作成は、まだしておりませんが、今から、3人で検討して、それで、この文言にのっとった方法で別紙の作成を行いたいというふうに思っておりますので、今、暫時の間、しばらく時間をいただきたいというふうに思います。よろしく願いいたします。

それでは、決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 異議なしということですので、建設計画につきましては案のとおり決定いたしたいと思えます。

続きまして、協議事項の②でありますけれども、合併協定書（案）についてを、議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

○磯山調整班長 事務局の磯山です。よろしく申し上げます。

協議事項の合併協定書（案）について説明をいたします。

今まで行方郡合併協議会の中で協議され、承認、決定された協議事項25項目とその他ということで、事務事業の統一時期の取り扱いについてを協定書（案）に盛り込み、作成いたしました。

まず、1として「合併の方式」、2「合併期日」、3「新市の名称」、4「新市の事務所の位置」、5「財産の取扱い」、6「議会議員定数及び任期の取扱い」、7として「農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い」、8として「地域審議会・地域自治組織の取扱い」、9「地方税の取扱い」、10「一般職の職員の身分の取扱い」、11「特別職の職員の身分の取扱い」、12「条例・規則等の取扱い」、13「事務組織及び機構の取扱い」、14「一部事務組合等の取扱い」、15「使用

料・手数料等の取扱い」、16「公共的団体等の取扱い」、17「補助金・交付金等の取扱い」、18「町名・字名の取扱い」、19「慣行の取扱い」、20「国民健康保険事業の取扱い」、21「介護保険事業の取扱い」、22「行政区の取扱い」、23「電算システムの取扱い」、24「各種事務事業の取扱い」ということで、24-1「広報広聴関係事業」、24-2「消防防災関係事業」、24-3「納税関係事業」、24-4「窓口業務」、24-5「環境対策事業」、24-6「保健衛生事業」、24-7「福祉関係事業」、24-8「農林水産関係事業」、24-9「商工・観光関係事業」、24-10「建設関係事業」、24-11「上水道事業」、24-12「学校教育事業」、24-13「生涯学習事業」、25「新市建設計画」、26「その他」ということで事務事業の統一時期の取扱いについてとなっております。

この合併協定書（案）により、3町の調印をしてもらう運びになりますので、慎重なるご審議のほど、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○横山会長 事務局からの説明が終わりました。

それでは、皆さんにご意見を伺ひたいと思ひます。

埴委員さん、お願ひします。

○埴委員 特別に合併協定書についてはないんですけれども、1点だけ、ひとつお願ひをしたいと思ひます。

新市の事務所の位置ですけれども、いろいろ庁舎建設等では協議をしてきたんですけれども、その中で、新市庁舎については「合併後、可能な限り速やかに」ということになっておりますけれども、「可能な限り」というのを消してもらいたいというふうに思ひます。何かこう、いろいろと協議して私の町の方も言ったんですけれども、その中で、「可能な限り」というのは、何かいつかわからないんじゃないかなというような話がありますので、できれば「可能な限り」というのを削除していただければというふうに思ひますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○横山会長 ただいまの「可能な限り」を削除していただきたいというようなご意見でありますけれども、どうでしょうか。

それでは、埴委員さんのお願ひに対して、事務局から、その当時の、これは北浦の委員さんから提案があったものなんですけれども、再度説明をいたしますので、ちょっと思い起こしていただきたく思ひます。

今、議事録を持ってきますので、ちょっと休憩したいと思ひます。

それでは、暫時の間、休憩をいたします。よろしくお願いいたします。

(休憩 13:54~14:07)

○横山会長 休憩前に引き続きまして、会議を開きたいと思います。

ただいま埴委員さんからの要望でございますけれども、議事録を調査した結果、これはこういうことなんです。まず、合併の期日につきましては玉造さんから提案がございまして、平成17年9月2日大安とすることで意見の調整が図られたわけでございます。また、新市の事務所の位置につきましては、議論を重ねた末、新市庁舎を合併後可能な限り速やかに新市の中央付近に建設することとし、それまでの間の条例上の事務所の位置は現在の麻生町役場の位置とすることで意見の調整が図られたところでございます。これらの調整結果につきましては、各町の議会の特別委員会においてもご同意をいただいたところであるということで、会長の私が提案したと、そのように載っております。

それで、せっかく埴委員さんから出ましたわけでありまして、**「可能な限り」**を削除してほしいという話なんです、これは皆さんが同意をしていただければ、その文言を削除しても、その目的は達せられるということでございますので、皆さんにお諮りしたいと思います。

「可能な限り」を削除してよろしいか否かということでございますけれども、どうでしょうか。

○酒井委員 これは文言の削除ですから、この趣旨がどういうふうになるのか、その辺のところをきちんと説明してもらわないと、ここのところで**「はい、いいですよ」**云々というような問題では、私はないと思う。だから、その辺のところの、いわゆる文言を削除した場合にどういうふうな影響があるのか。私が知っている範囲では、**「速やか」**では何だから**「直ちに」**というような話になったような気がするんですよ。ところが、ここのところで、今言っていることは、今度は削除だと。**「速やか」と「直ちに」**というのと、これがちょっと似ていたんですよ。そうしたら、辞書では非常に違う意味があった。だから、これをもし、**「可能な限り速やかに」**というのを削除した場合に、どういう文言的に意味が違うのか、それをまず説明してもらわないと、そこで**「はい、いいですよ」**というわけには私はいかない。

○横山会長 それじゃ、どうしますか、事務局で。

○江寺事務局次長 こういった合併協定書という形で提案させていただいたんですが、基本的には、これまで14回の協議会、先ほど建設計画についても最終決定いただきましたけれども、これまで皆様方が、例えば特別委員会なり、それから委員さんの事前研修なり、そういうものを経て、これまで決定してきていただいた内容を、ただそれを一つにまとめて、これまでこういう決定をして新市のまちづくりをしようというための協定書という位置づけでありますの

で、基本的には事務局として、これまでの経過をそのまま単につづらせていただいたというだけでございますので、あと、今の会長の説明に若干つけ加えさせていただきますと、最初、会長の方から申しあげましたように、提案をさせていただきますと、それに対して具体の建設の期日というのが決まらないということもあったんだろうと思います。ですから、議員さんたちと在任特例の期間で結論を導き出すんだということで、市長誕生後、速やかに検討組織を立ち上げて、そして、その中で規模だとか場所だとか時期だとか、そういうものについてきちんと新市の中で結論を導き出していくんだというようなことで、こういうような決定内容で落ち着いたんだというふうに事務局では認識をしていったところでございますので、今の私の方の説明が参考になったかどうかわかりませんが、よろしくご協議のほどをお願いしたいというふうに思います。

○横山会長 事務局から今お話がありましたけれども、この文言等につきましては、大分議論をいたしまして、最後に会長が「このような状況でどうでしょう」というような提案をいたしまして、全会一致でこういうことになったということでもあります。そのことで玉造の埴委員さんから、その文言削除してくださいというお話でありますけれども、一回決まったことで、反対だというような話まで出ちゃいますと、これを直すということが非常に議論伯仲になってしまうというふうに思います。ですから、どうでしょうか、大局的には文言があろうが、そんなに違わないと思うんですよね。ですから、ひとつ何とかご理解していただけないでしょうか。

○埴委員 この問題を協議しているときはこれでということで、その後、これを見させていただいて、気がついたところということです。合併協定書（案）ということで、今回、何とか直してもらわないと、後はどうしようもないというようなことでのお願いですので、理解していただきたいというふうに思います。

○横山会長 どうでしょう、皆さん。「新市庁舎を合併後、可能な限り速やかに新市の中央付近に建設をすることとし」というような状況が、それを「可能な限り」を削除してほしいということですが。

宮内委員さん、お願いします。

○宮内勲委員 合併後速やかにという、つながるわけですよね、それを省くとね。そうしますと、今雨が漏っている屋根を修理するということ、その方が先決だということが出るんじゃないかと思うんですけれども、そういう場合にも、雨漏りはそのままにしておいて、中学校建設とか給食センターの方へ直ちに進んでいいのかということになるんで、そうなるんじゃないか

と思うんですけども、どうでしょうかね。

○横山会長 つまり、削除はしない方がよろしいということですか。

○宮内勲委員 そうです。残しておいた方がいいんじゃないかということです。

○横山会長 わかりました。

ほかにありますか。

何とかご理解していただけませんかね。

橋詰委員さん、お願いします。

○橋詰委員 埴委員が言った意味は、「可能な限り」という文言の解釈なんですけど、不可能もあり得るから可能なんで、そのように解釈しておると思うんですね。ということは、可能か不可能かということが、これは速やかにはなるんですが、可能か不可能かについてのジャッジは、これは今決めておかないと、せっかくの提案が、その時点の新しい執行部の考え方一つによって大いに左右されるという危惧感を持っているから、埴委員が「可能な限り」というものを削除していただきたいと、それが本意だと思うんです。ですから、建てることについて同意していれば、この席で「可能な限り」というものを削除して、何ら私は問題がないと、このように思っているんです。それは、基礎の大小とか、スケールの問題とか、質の問題は言いません。「可能な限り」は要らないだろうという意味です。

○横山会長 どうですか。

しかし、「可能な限り速やかに」という、可能イコール不可能という位置づけは、ちょっと理論的におかしいと私は思うんですけども、前向きな協議会ですから、ですからそれは承諾しかねますけれども、議論としては、これは埴委員さんが提案したのに対して、皆さんがどのような感触の中でこれを結論づけていくかということが一番大事だと思います。「可能な限り速やかに」、その当時、執行部が、この文言の「可能な限り」を削除しておけば速やかにやってくれるという意味合いだろうと思うんですが、なかなか速やかには、そういうことにいけばいいんですが、難しいと思いますよ。

どうぞ。

○酒井委員 結局、この文面を見ると、合併後可能な限り速やかに、そして、新市長誕生後、直ちに検討の組織をつくって、そこで検討するという事なんだから、これは、「可能な限り」という文言を削除しなきゃならない理由は、私は一つもないと思うんですよ。にもかかわらず、どうして、なぜ、どういう理由で削除するのか。可能でなければ不可能だからというような論議になっていったら、これは話は進展しませんので、このまま文言は変えずに進めるべ

きだと私は提案をする次第です。

○横山会長 意見が対立していますが、そうかといって、賛否をとるわけにもいきません。ですから、これは話し合いによって決めていきたいと思います。埴委員さん、何とかご理解を。山崎委員さん、お願いします。

○山崎和久委員 このままがいいと思います。深い意味では考えていないんですけども、このとり方は、いい方、悪い方にどちらにもとれると思います。例えば「可能な限り合併後に」、その後に点があつてあるとしたらです。「可能な限り」が、「建設」の方にかかっているんだか、「速やかに」かかっているんだか、それでもとり方が違うと思うんです。ですから、みんな一度決めたことなので、私はこの方がいいと思います。国語の問題のような感じがします。

○横山会長 それでは、今、北浦の宮内さん、山崎さんの方からもご意見が出ました。何とか、埴委員さん、お願いしたいんですが。

○埴委員 それでいいです。

○横山会長 それでは、埴委員さんにご理解をいただきましたので、このような状況で、事務局提案のとおり進めてまいりたいというふうに思います。

ほかにはないですね。

(発言者なし)

○横山会長 それでは、合併協定書については、案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(異議なし)

○横山会長 それでは、そのように決定させていただきたいと思います。

続きまして、議題のその他でございますけれども、次回の協議会につきましては、1月中に開催をしたいと考えております。日時については、後日、ご連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

議題につきましては、以上でございます。

ここで、きのう投票が行われました北浦の伊藤町長さんからごあいさつがございますので、よろしくお願いいたしたいと思っております。

○伊藤副会長 北浦の伊藤です。本日は大変ご苦労さまでございます。

ただいま、横山会長、また、坂本町長よりもお話がありましたように、12月26日、北浦町長選挙におきましては、皆様方のご支援、ご協力いただきまして、当選させていただきました。この町長選挙でありますけれども、暮れのお忙しい中、町民の皆様方には本当にご迷惑をおか

けしたところでございます。皆様の温かいご支援、本当にありがとうございます。

これから行方3町合併実現のために、皆さんとともに一生懸命頑張っていきたいと思っておりますので、今後ともご指導、ご協力、よろしくお願い申し上げます。

ありがとうございました。

(拍手)

○横山会長 それでは、皆様方におかれましては、大変ご協力ありがとうございました。

宮内委員さん。

○宮内守委員 すみませんが、教えてもらいたいと思っております。先ほど坂本副会長さんから、玉造町で住民投票というお話がありました。表記が○か×か、わかりませんが、そうすると、玉造町と小川の法定協議会ができるかできないかということになると思いますが、そうしますと、我々は行方郡の合併を目指しているわけですけれども、行き先というのは、○か×かで（投票の結果で）どういうふうになるのか。県の委員さん方からご説明していただければありがたいなど。

○横山会長 それでは、茨城県の岡田さん、お願いします。

○岡田委員（藤咲委員代理） それでは、ご説明したいと思います。今回は住民発議というふうな例ですね。しかも同時住民発議ですので、玉造町さんと小川町さんから同じ内容で住民発議が出た中で、小川町さんの議会は、住民発議に基づいた法定協をつくるということでいいですよということで可決でした。一方、玉造町さんの方はつくる必要はないということで否決と。否決したところ（玉造町）に対して、同時請求した住民の方が、これ（小川町で可決したこと）をもとに、もう一度、6分の1という署名を集めることで住民投票を実施することが合併特例法では認められております。一般的には、住民投票には直接請求というのがありまして、これによると住民投票をやるかやらないか議会で決める必要がありますが、今回の場合は、6分の1の署名が集まれば、自動的に、住民投票をしなければならないということになります。直接請求とはまた違った、強い力なんですね。

その中で、今、お話がありましたように、右か左かという内容になります。これは、繰り返しになりますが、合併法定協をつくるという請求でございまして、それが例えば、ゴーということになるとつくることになります。小川町さんは、既につくってもいいと可決していますから、結果的にはつくらなければならない、そういう法の縛りがございます。ただし、ご案内のとおり、小川町さんが、今、玉造町さんの方を向いているかということ、方向的にはちょっと違う方向となっています。そういう中で、じゃ、実際につくられた場合どうなるか。つくって

も、動かないという法定協になると思われます。もちろん、ノーとなれば、何も問題はない、そのままで。住民発議に基づく住民投票も、そこで終結ということになるわけです。

今、一つの市町村に法定協を3つも4つもつくっていいのかということがあります。Aという市町村が、片方と結んで、片方と結んで、片方と結んで、こんな法定協ができるんだと。これは法的には可能です。具体的例では、広島県の呉市だったと思いますが、平成の合併の時期に6か所と法定協を結んで動きました。法定協をつくることは可能ですが、合併は一つですから、当然首長さんなり議員さんは、その中からどこを選択するのかを決めなければなりません。少しばかり先走ったこと話してしまいましたが、今回の法定協設置の住民投票につきましては、あくまで法定協をつくるという住民投票の「イエス」か「ノー」かでございますので、それが、すぐに合併に結びつくかどうかではないということでご理解をいただきたい。

○横山会長 宮内委員さんお願いします。

○宮内守委員 そうすると、住民投票の目的は法定協をつくることになると。法定協をつくるということで終わりになるということで、いいんじゃないかと思えますね。その辺の解釈もあると思えますが、こういうことなのかと私は考えるんですが、いかがなものでしょうか。

○横山会長 玉造町長さん。

○坂本副会長 私は、麻生、北浦3町で推進するのは、当選以来話しているところでございます。今回の同時住民発議による住民投票は、（投票率が）30%でも20%でも成立してしまうということ、今、心配しています。我々が執行部として住民投票をやるのであれば、50%未満であれば開票しないということもあるのですが、30%、20%の投票率でも賛成がその過半数を超えてしまうと協議会設置となります。

私もいろいろな方とお話ししたところ、麻生・北浦との行方郡3町で90%以上のことが決まっているんだから関係ないだろうよ、そういう町民がたくさんいるということで、投票率が低くなるのが……。

○ 宮内守委員 県の委員さんから、（住民投票で賛成が多かったときに）法定協をつくるだけのお話があったものですから。私もはじめて聞いてそのように思ったものですから。

○横山会長 よろしいですか。

ほかにありますか。

（発言者なし）

○横山会長 それでは、ないようでありますので、事務局の方に進行役をバトンタッチいたしたいと思えます。ご協力ありがとうございました。

○一條事務局次長 ありがとうございます。

それでは、伊藤副会長より閉会のごあいさつをお願いいたします。

○伊藤副会長 本日は、暮れの大変お忙しい中、ご出席いただきまして、大変ご苦勞さまでございます。

1年間、4月に開催して以来、15回目の協議会が終了したところでございます。協議事項すべてが決定したというようなところであります。1年間、大変ご苦勞さまでございます。

来年におかれましても皆様方にすばらしい年でありますことをご祈念申し上げまして、第15回合併協議会を閉会といたします。

ご苦勞さまでした。

(終了14:34)